

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則及び  
国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</b> (平成18年達示第21号)</p> <p>(前略) (他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。<u>ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館又は国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。</p> <p>3 前項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の</p>	<p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。<u>この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長(全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程(平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。)第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。)」とあるのは「組織の長(以下「組織の長」という。)」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程(平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。)第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</u></p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、これを準用しない。</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館又は国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。</p> <p>4 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合（以下「無期転換した場合」という。）においては、これを適用しない。</p> <p>（中 略）</p> <p>（他の規則の準用）</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則（第22条（無期転換した場合を除く。）、第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。<u>ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により特定拠点教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</u></p> <p>（中 略）</p> <p>（準用）</p> <p>第13条 第7条第1項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（中 略）</p> <p>（準用）</p> <p>第16条 第7条第1項及び第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第1項の規定中「第11条から第22条まで」とあるのは「第11条から第19条まで、第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当を除く。）、第21条、第22条」と読み替える。</p>	<p>（他の規則の準用）</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則（第22条（無期転換した場合を除く。）、第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。<u>この場合において、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長（全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。）第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。）」とあるのは「組織の長（以下「組織の長」という。）」と、就業規則第15条第3項の規定により特定拠点教員に準用する休職に関する事項のうち、休職規程第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</u></p> <p><u>2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により特定拠点教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、これを準用しない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第13条 第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>（準用）</p> <p>第16条 第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第22条まで」とあるのは「第11条から第19条まで、第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当を除く。）、第21条、第22条」と読み替える。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則</b> (平成16年達示第75号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、招へい研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。<u>ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定並びに就業規則第40条の規定により招へい研究員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第27条第19号の規定は適用しない。</u></p> <p><u>2</u> 招へい研究員の採用については、京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号）第3条第3項の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、招へい研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。<u>この場合において、就業規則第15条第3項の規定により招へい研究員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程（平成16年達示第77号）第2条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</u></p> <p><u>2</u> 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第9条、<u>第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定並びに就業規則第40条の規定により招へい研究員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第27条第19号の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3</u> 招へい研究員の採用については、京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号）第3条第3項の規定を準用する。<u>この場合において、同項中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>